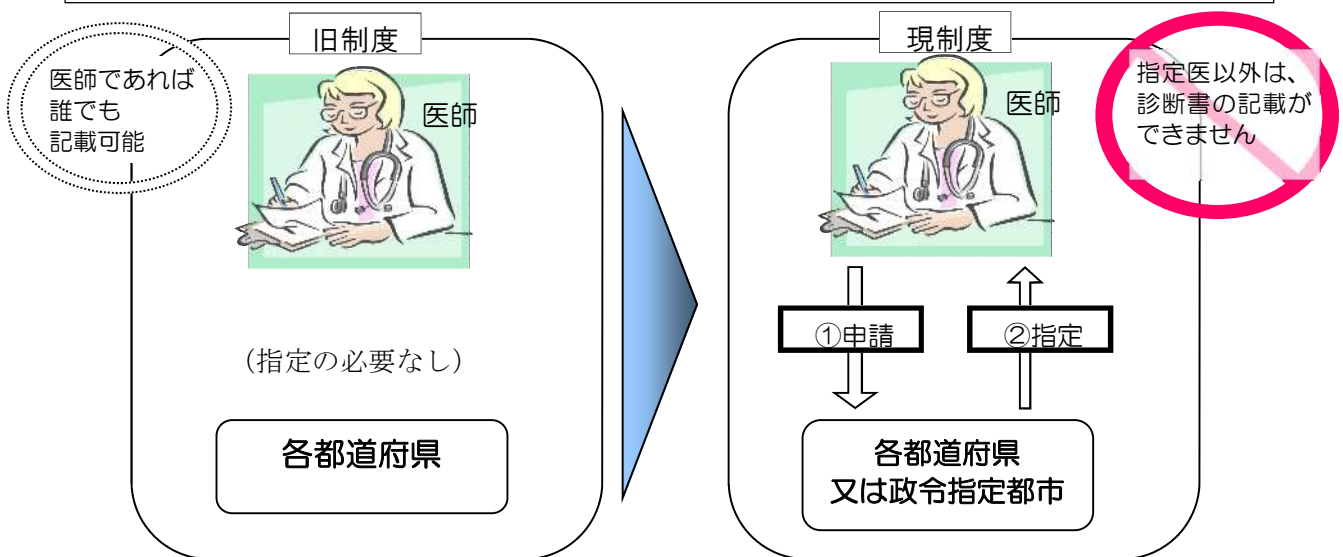


指定難病医療費助成制度における 指定医の申請手続について

- 平成26年5月30日、「難病の患者に対する医療等に関する法律」（以下「法」といいます。）が公布され、平成27年1月1日から指定難病医療費助成制度が実施されています。
- 現行制度では、県知事又は政令指定都市市長の指定を受けた指定医に限り、難病の患者に対する医療費助成の申請に必要な診断書を記載することができます。
- 指定医には、新規申請及び更新申請に必要な診断書の記載ができる「**難病指定医**」と、更新申請に必要な診断書のみ記載できる「**協力難病指定医**」の2種類があります。



【申請手続】

別添「難病医療費助成指定医指定申請書」に、次の書類を添付して神奈川県に提出してください。

※政令指定都市（横浜市、川崎市、相模原市）に所在地を置く医療機関を主たる勤務先とされている場合は、各政令指定都市で手続を行う必要があります。

- (1) 医師免許証の写し
- (2) 【難病指定医の申請をする場合】 専門医の資格を証明する書面若しくは都道府県又は政令指定都市が行う難病指定医研修の課程を修了したことを証する書面
- (3) 【協力難病指定医の申請をする場合】 都道府県又は政令指定都市が行う研修の課程を修了したことを証する書面
- (4) 履歴書（難病医療費助成指定医指定申請書の「経歴書」欄の記載に代えることができます。）
更新申請の場合、履歴書の提出、経歴書の記載は不要です。

【提出先及び問合せ先】

〒231-8588

神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県健康医療局保健医療部がん・疾病対策課 難病対策グループあて

電話：045-210-4777（直通）

※各政令指定都市に所在地を置く医療機関を主たる勤務先とされている方は、各政令指定都市へお問合せください。

横浜市	横浜市健康福祉局保健事業課 難病対策担当	045-671-4040
川崎市	川崎市国民年金・福祉医療課 難病医療担当	044-200-1979
相模原市	相模原市健康福祉局保健所疾病対策課難病対策班	042-769-8324

指定医の要件

区分	① 難病指定医	② 協力難病指定医
説明	指定難病患者の支給認定に係る 新規申請・更新申請 に 必要となる診断書を記載することができる	指定難病患者の支給認定に係る 更新申請 に 必要となる診断書を記載することができる
申請要件	<p>○診断又は治療に5年以上（医師法（昭和23年法律第201号）に規定する臨床研修を受けている期間を含む。）従事した経験を有すること</p> <p>○次のいずれかに該当する者 (1)学会が認定する専門医の資格を有すること（3～4ページ参照） (2)都道府県知事又は政令指定都市市長が行う研修※1（申請年度から1年度以内に行われたものに限る。）を修了していること</p> <p>※1【難病指定医研修】 厚生労働省の定めるカリキュラムに基づく研修（座学またはオンライン研修）</p> <p>○診断書を作成するのに必要な知識と技能を有すること</p>	<p>○都道府県知事又は政令指定都市市長が行う研修※2（申請前1年以内に行われたものに限る。）を修了していること</p> <p>※2 【協力難病指定医研修】 厚生労働省の定めるカリキュラムに基づく研修（オンライン研修）</p> <p>○診断書（支給認定を受けたことのある指定難病の患者の当該支給認定に係る指定難病に係るものに限る。）を作成するのに必要な知識と技能を有すること</p>

専門医の資格を有する難病指定医以外の指定医は、5年ごとに、知事又は市長が定める年度において、指定医の区分に応じ都道府県知事又は政令指定都市が行う研修を受ける必要があります。

留意事項

- 申請は、主として指定難病の診断を行う医療機関の所在都道府県又は政令指定都市に行うことになります。（都道府県、政令指定都市により申請方法が異なりますので、所管の都道府県庁等にお問い合わせください。）
- 指定された場合、都道府県又は政令指定都市から申請者あてに指定通知を送付します。
- 指定を行った指定医を都道府県又は政令指定都市が公示します。
- 指定内容に変更があったときは、変更のあった事項及びその年月日を指定を受けた都道府県知事又は政令指定都市市長に届け出る必要があります。

難病指定医の申請に係る「学会が認定する専門医」とは、厚生労働大臣の定める、下表の専門医となります。

認定機関	専門医の資格
日本内科学会	総合内科専門医
日本小児科学会	小児科専門医
日本皮膚科学会	皮膚科専門医
日本精神神経学会	精神科専門医
日本外科学会	外科専門医
日本整形外科学会	整形外科専門医
日本産科婦人科学会	産婦人科専門医
日本眼科学会	眼科専門医
日本耳鼻咽喉科学会	耳鼻咽喉科専門医
日本泌尿器科学会	泌尿器科専門医
日本脳神経外科学会	脳神経外科専門医
日本医学放射線学会	放射線科専門医
日本麻酔科学会	麻酔科専門医
日本病理学会	病理専門医
日本臨床検査医学会	臨床検査専門医
日本救急医学会	救急科専門医
日本形成外科学会	形成外科専門医
日本リハビリテーション医学会	リハビリテーション科専門医
日本消化器病学会	消化器病専門医
日本循環器学会	循環器専門医
日本呼吸器学会	呼吸器専門医
日本血液学会	血液専門医
日本内分泌学会	内分泌代謝科（内科・小児科・産婦人科）専門医
日本糖尿病学会	糖尿病専門医
日本腎臓学会	腎臓専門医
日本肝臓学会	肝臓専門医
日本アレルギー学会	アレルギー専門医
日本感染症学会	感染症専門医
日本老年医学会	老年病専門医
日本神経学会	神経内科専門医
日本消化器外科学会	消化器外科専門医
日本胸部外科学会	呼吸器外科専門医
日本呼吸器外科学会	

認定機関	専門医の資格
日本胸部外科学会	心臓血管外科専門医
日本心臓血管外科学会	
日本血管外科学会	
日本小児外科学会	小児外科専門医
日本リウマチ学会	リウマチ専門医
日本小児循環器学会	小児循環器専門医
日本小児神経学会	小児神経専門医
日本小児血液・がん学会	小児血液・がん専門医
日本周産期・新生児医学会	周産期（新生児）専門医 周産期（母体・胎児）専門医
日本婦人科腫瘍学会	婦人科腫瘍専門医
日本生殖医学会	生殖医療専門医
日本頭頸部外科学会	頭頸部がん専門医
日本放射線腫瘍学会	放射線治療専門医
日本医学放射線学会	
日本医学放射線学会	放射線診断専門医
日本手外科学会	手外科専門医
日本脊髄外科学会	脊椎脊髄外科専門医
日本脊椎脊髄病学会	
日本集中治療医学会	集中治療専門医
日本消化器内視鏡学会	消化器内視鏡専門医
日本専門医機構	総合内科専門医
	小児科専門医
	皮膚科専門医
	精神科専門医
	外科専門医
	整形外科専門医
	産婦人科専門医
	眼科専門医
	耳鼻咽喉科専門医
	泌尿器科専門医
	脳神経外科専門医
	放射線科専門医

認定機関	専門医の資格
日本専門医機構	麻酔科専門医
	病理専門医
	臨床検査専門医
	救急科専門医
	形成外科専門医
	リハビリテーション科 専門医
	消化器病専門医
	循環器専門医
	呼吸器専門医
	血液専門医
	内分泌代謝科（内科・ 小児科・産婦人科）専 門医
	糖尿病専門医
	腎臓専門医
	肝臓専門医
	アレルギー専門医
	感染症専門医
	老年病専門医
	神経内科専門医

認定機関	専門医の資格
日本専門医機構	消化器外科専門医
	呼吸器外科専門医
	心臓血管外科専門医
	小児外科専門医
	リウマチ専門医
	小児循環器専門医
	小児神経専門医
	小児血液・がん専門 医
	周産期専門医
	婦人科腫瘍専門医
	生殖医療専門医
	頭頸部がん専門医
	放射線治療専門医
	放射線診断専門医
	手外科専門医
	脊椎脊髄外科専門医
集中治療専門医	
消化器内視鏡専門医	